

米国における植物品種保護出願マニュアル（追補版）

平成30年3月

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

平成28年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止
緊急対策事業」

米国における
植物品種保護出願マニュアル
（追補版）

平成30年3月
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

追補版 はしがき

我が国で育成された優良な品種は、日本の農産物の強みの一つであり、海外市場でも高い評価を得ています。一方、近年優良な品種が無許諾のまま他国に持ち出され、生産されている事例が少なくありません。しかしながら、これまで一部の民間企業を除き海外で権利取得をしていなかったため、海外での無許諾生産を差し止めることができない事態となっていました。このような事態を招いている要因としては、主として海外での権利取得の方法が浸透していなかったこと、権利取得のための費用の問題が挙げられます。

そこで、平成28年度の補正予算で措置された植物品種等海外流出防止緊急対策事業では、権利取得のための費用の支援とともに、海外での権利取得についてのマニュアルの作成を行うことになりました。

マニュアルは、実際に対象国を訪問して関係当局への聴き取り調査や資料収集を行い、得られた情報をもとに作成しました。調査にご協力いただいた関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。さらに今回は、平成29年3月版のマニュアルに盛り込めなかった情報を追補版として作成いたしました。

なお、法律の翻訳については、専門家の校閲を受けたものではありませんのでご承知おき下さい。また時間的な制約から、お届けしたマニュアルについては不十分な点もあるかと思います。さらに今後新たな情報が入れば手直しも必要になってくると思います。これらについては、最新のものを入手次第当協会のホームページで閲覧できるように考えておりますので、そちらもご利用下さい。

本マニュアルが海外での権利取得の促進に寄与することを期待しております。

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 吉田 岳志

目 次

	頁
第 1 植物品種保護証書の出願	1
1 出願書と別添様式に関する説明	1
(1) ST470 出願様式に含まれる項目	1
(2) 名称承認に関する説明	2
(3) 所有権の変更や譲渡に関する重要な注意	2
(4) 種子サンプルを送付する方法	3
(5) 「別添様式 A-出願品種の来歴及び育成経過」の記入手順	3
(6) 「別添様式 B-区別性についての記述」への記入手順	4
(7) ST470 出願書	7
(8) 発行済証書検索方法	12
第 2 出願書類と登録の実例	13
1 イネ	13
(1) 「品種の客観的記述 イネ (<i>Oryza sativa</i>) (様式 C)」フォーマット	13
(2) イネ “Koshihikari Kazusa 3 go” 品種保護証書	17
(3) イネ “Koshihikari Kazusa 3 go” ST470 出願書記入例	18
2 レタス	51
(1) 「品種の客観的記述 レタス (<i>Lactuca sativa</i> L.) (様式 C)」フォーマット	51
(2) レタス “EXPLORE” 品種保護証書	57
(3) レタス “EXPLORE” ST470 出願書記入例	58
3 その他	76
(1) 「品種の客観的記述 あらゆる種のための一般的様式 (様式 C)」	76
(2) クレジットカード支払い申請様式	83
(3) 出願書の訂正	86
(4) 品種保護種子サンプル寄託手続き	88
第 3 種子関係の法律の追補	93
1 連邦種子法	93
第 4 米国に関する植物検疫情報の追補	119
1 APHIS ファクトシート 植物の保護と防疫 2012 年 8 月	119
2 植物防疫所 各国の輸入規則等詳細情報 <アメリカ合衆国>	123
3 植物防疫所 米国 (本土) 品目別検疫条件一覧表 (貨物)	127

「米国における植物品種保護出願マニュアル」 追補版について

この追補版は、平成 29 年 3 月に作成された「米国における植物品種保護出願マニュアル」を補完するものである。

米国の植物新品種保護制度は、対象植物により、「植物特許」と「植物品種保護」の 2 つに分かれており、この追補版においては、有性繁殖（種子繁殖植物）、バレイショ、アーティチョーク等の塊茎植物を保護対象とする「植物品種保護法」に基づく米国農務省への出願方法を中心にとりまとめた。

無性繁殖（栄養繁殖）植物を対象としている「植物特許」の出願については、平成 29 年 3 月版マニュアルを参照されたい。

